
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **オプションの適用単位（ステップ 4）**

I. 本資料の目的

1. 本資料では、ステップ 4 に関してこれまでに提案したオプションの適用単位に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 478 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 26 日開催）及び第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催）では、ステップ 4 における基準開発の目的を次のとおり示した。

IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す。

3. 第 515 回企業会計基準委員会（2023 年 11 月 29 日開催）及び第 207 回金融商品専門委員会（2023 年 11 月 22 日開催）（以下「第 515 回企業会計基準委員会等」という。）では、ステップ 4 の検討を進め方として、まず次に焦点を当てて検討することを提案し、特段の異論は聞かれなかった¹。

(1) 債権単位での信用リスクの著しい増大（SICR）の判定

(2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重

(3) 実効金利法に関連する論点（含む、金融商品の測定に関する論点）

4. さらに、第 515 回企業会計基準委員会等では、前項の論点のほか、次の論点についてステップ 4 において追加して検討することを提案する意見が聞かれた。

(1) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い

¹ 第 515 回企業基準委員会等では、ステップ 4 を採用する金融機関における開示に関する論点は会計処理に関する論点の議論を行った後に検討することを提案した。

5. これまでの審議では、本資料第3項及び前項の論点に関して、ステップ4の目的である「実務負担に配慮」する観点から複数のオプションを設けることを提案した。これに関連し、これまでの審議において、「複数のオプションを個別に適用可能とするか、又は一括して適用することを求めるかについて整理する必要がある」との意見が聞かれた。
6. 前項の意見を踏まえ、本資料では、一部異論が聞かれている論点はあるものの、ステップ4を採用する金融機関において適用可能なこれまでに提案したオプション（ステップ2及びステップ3で提案したオプションを含む。）を確認したうえで、ステップ4を採用する金融機関におけるオプションの適用単位に関するASBJ事務局による分析及び提案をお示しする。

III. ASBJ事務局の分析

（これまでに提案したオプション）

7. ステップ2、ステップ3及びステップ4において、これまでにASBJ事務局が提案したオプションは次のとおりである。

A. ステップ2及びステップ3で提案したオプション		
A-1	予想存続期間が1年未満の取扱い	予想存続期間が1年未満の場合には、信用リスクの見積期間を1年とすることができる。
A-2	貸付金に関連する手数料の取扱い (ステップ2)	次の要件を満たす手数料については、実効金利と切り離し、収益認識会計基準等に準じて会計処理することができる。 ① 特定の役務に対応する手数料であることが明確である。 ② 設定された手数料の料金が対応する役務との関係で合理的である。
A-3	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法（ステップ3）	外部格付が投資適格に該当する債券（貸付金の代替として銀行等金融機関が引き受ける債券を除く。）については、償却原価の償却方法として定額法を適用することができる。

A-4	金融保証契約の発行者側の取扱い	会計方針の選択として、金融保証契約と予想信用損失を別個に会計処理することができる。
B. ステップ4で提案したオプション		
B-1	債務者単位の絶対的アプローチを最大限活用したアプローチの適用	<p>債権単位の SICR 判定に代えて、債務者単位の絶対的アプローチを最大限活用した次のアプローチを適用することができる。</p> <p>(正常先) <u>アプローチ1</u></p> <p>(1) 企業の判断により正常先を次の3区分に分類し、債務者単位で債権等を各区分に紐付ける²。</p> <p>① 優良格付</p> <p>② 中間的な格付</p> <p>③ SICRが生じているとみなす格付</p> <p>(2) (1)の分類を前提として、次のとおりSICRの判定を行う。</p> <p>① 期末時点において「優良格付」及び「中間的な格付」に分類された債務者に係る債権等についてはSICRが生じていないとみなす一方、「SICRが生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等についてはSICRが生じているとみなす。</p> <p>② (2)①にかかわらず、「SICRが生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等につ</p>

² 3区分に分類する際、「優良格付」と「SICRが生じているとみなす格付」を先に決定し、その残余を「中間的な格付」とする。なお、企業の判断によっては、「中間的な格付」や「SICRが生じているとみなす格付」に該当する内部格付が存在しないことがある。

		<p>いて、債務者単位で前期末において「中間的な格付」に分類されていた場合には、SICRが生じていないと反証できる。</p> <p>アプローチ 2</p> <p>正常先に区分される債務者に対する債権等について、一律に SICR が生じていないとみなす。</p> <p>アプローチ 3</p> <p>正常先に区分される債務者に対する債権等について、常に全期間の予想信用損失に等しい額で測定する。</p> <p>(要管理先を除く要注意先)</p> <p>SICRが生じているとみなしつつ、債権単位で相対的アプローチにより反証可能とする。</p> <p>(要管理先及び破綻懸念先等)</p> <p>SICRが生じているとみなす。</p>
B-2	単一の将来予測シナリオのみを考慮するオプション	最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオ(予想信用損失が発生することを前提とする)のみを考慮することができる。
B-3	実効金利に代えて約定金利を用いるオプション	債権(購入された債権を除く。)における予想信用損失の算定及び償却原価の算定のいずれにおいても、実効金利に代えて約定金利を用いることができる。
B-4	貸付金に関連する手数料の取扱い(ステップ 4)	貸付金に関連する手数料については、金利と切り離し、手数料の性質に基づき、履行義務の充足パターン(一時点又は一定の期間)に沿って収益を認識することができる。また、履行義務を区分することが困難な手数料に関しては、契約期間等にわたり収益を認識するものとして

		会計処理することができる。
B-5	信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプション	信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とすることができる。
B-6	未収利息を不計上とした信用減損金融資産の前期以前に認識した未収利息相当額の取扱い	前期以前に認識した未収利息相当額については、原則として減損損失又は貸倒引当金の目的使用として会計処理することとしつつ、多数の債権を有し、継続的に信用減損金融資産が発生することが避けられず、原則的な取扱いを適用することが実務上困難な企業については、受取利息からの控除として会計処理することができる。
B-7	未収利息を不計上とした信用減損金融資産の一部入金取扱い	未収利息及び対応する利息収益を不計上とした後の入金に関して、不計上とした未収利息相当額の全部又は一部に対する入金であることが明らかな場合には、当該入金額を受取利息に含めて会計処理することができる。
B-8	購入された債権（購入又は組成した信用減損金融資産（以下「POCI」という。）を除く。）の償却原価の償却方法	購入された債権（POCIを除く。）の償却原価の償却方法として定額法を適用することができる。
B-9	POCIの償却原価の償却方法	POCIについて、「契約上、元利の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合」に、償却原価の償却方法として定額法を適用することができる。
B-10	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法（ステップ4）	償却原価の償却方法として定額法を適用することができる。

8. これらのオプションの適用に関して、次の2つの観点から検討する必要があると考えられる。

(1) 個別のオプション単位で考えた場合、同時に適用する必要があるオプションの

組み合わせがあるか、また同時に適用することができないオプションの組み合わせがあるか。

(2) ステップ4の在り方について大局的に考えた場合、同時に適用する必要があるオプションの組み合わせがあるか。

9. 以降では、まず前項(1)の観点からの分析を行い、その後、前項(2)の観点からの分析を行う。

(個別のオプション単位での分析)

10. 次項以降においてオプション単位での分析を行う際、次の区分で検討を行う。

(1) ステップ2及びステップ3で提案したオプションとステップ4で提案したオプションとの組み合わせ

(2) ステップ4で提案したオプションの組み合わせ

ステップ2及びステップ3で提案したオプションとステップ4で提案したオプションの組み合わせ

11. 個別のオプション単位で考えた場合、より国際的な整合性を重視しているステップ2及びステップ3において認められるオプションは、ステップ4でも認められると考えられる。このため、ステップ4を採用する金融機関は、ステップ4に関する審議において提案したオプションだけでなく、ステップ2及びステップ3で提案したオプションについても適用することができると考えられる。

12. ここで、ステップ4で提案したオプションの一部は、ステップ2及びステップ3で提案したオプションでは十分に実務に配慮することができないとして、より実務に配慮したものとして提案したものである。このようなオプションは、ステップ2及びステップ3で提案したオプションとステップ4で提案したオプションを同時に適用することはできず、いずれかのオプションを選択して適用することになると考えられる。

13. 具体的には、次のオプションの組み合わせが考えられる。

(1) 「A-2：貸付金に関連する手数料の取扱い（ステップ2）」、又は「B-3：実効金利に代えて約定金利を用いるオプション」と「B-4：貸付金に関連する手数料の取扱い（ステップ4）」の組み合わせ（以下合わせて「B-3からB-4：実効金利に代えて約定金利を用いるオプション等」という。）

「A-2：貸付金に関連する手数料の取扱い（ステップ2）」は、貸付金に関連する手数料を実効金利に含めることを前提として、一部の手数料に関して例外的な取扱いを認めるものである。一方、「B-3：実効金利に代えて約定金利を用いるオプション」は、実効金利に代えて約定金利を用い、貸付金に関連する手数料を金利と完全に切り離すものである。また、「B-4：貸付金に関連する手数料の取扱い（ステップ4）」は、「B-3：実効金利に代えて約定金利を用いるオプション」を適用した場合における貸付金に関連する手数料に関する取扱いを定めるものである。このため、「B-3からB-4：実効金利に代えて約定金利を用いるオプション等」を適用する場合には、「A-2：貸付金に関連する手数料の取扱い（ステップ2）」を適用することは理屈上できないと考えられる。

- (2) 「A-3：満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法（ステップ3）」又は「B-10：満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法（ステップ4）」

これらのオプションは、ともに債券に係る償却原価の償却方法として定額法を採用することを認めるものであるが、「A-3：満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法（ステップ3）」は適用範囲を外部格付が投資適格に該当する債券（貸付金の代替として銀行等金融機関が引き受ける債券を除く。）に限定しているのに対して、「B-10：満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法（ステップ4）」は適用範囲を限定していないため、これらのオプションを同時に適用することは理屈上できないと考えられる。

ステップ4で提案したオプションの組み合わせ

14. ステップ2及びステップ3で提案したオプションは、それぞれ異なる分野に関して例外的な取扱いを認めるものであることから、各オプションを同時に適用することは必須ではないと考えられる。一方、ステップ4で提案したオプションの中には、密接に関連しているオプションが存在しており、理屈上同時に適用する必要があるオプションの組み合わせが存在すると考えられる。
15. 具体的には、次のオプションの組み合わせが考えられる。
- (1) 「B-3：実効金利に代えて約定金利を用いるオプション」と「B-4：貸付金に関連する手数料の取扱い（ステップ4）」の組み合わせ

「B-4：貸付金に関連する手数料の取扱い（ステップ4）」は、「B-3：実効金利に代えて約定金利を用いるオプション」を適用して金利と手数料を切り離し

た場合における手数料の取扱いを定めたものであるため、これらのオプションは同時に適用する必要があると考える。

- (2) 「B-5：信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプション」、「B-6：未収利息を不計上とした信用減損金融資産の前期以前に認識した未収利息相当額の取扱い」及び「B-7：未収利息を不計上とした信用減損金融資産の一部入金取扱い」の組み合わせ（以下合わせて「B-5 から B-7：未収利息不計上に関するオプション」という。）

未収利息不計上に関するオプションは、現行の金融商品会計基準等³における未収利息不計上に関する取扱い（金融商品実務指針第 119 項から第 121 項）を踏襲することを意図したものであることから、これらのオプションは同時に適用する必要があると考える。

16. また、前項(2)の「B-5 から B-7：未収利息不計上に関するオプション」は、不計上とする未収利息を約定金利で算定することを前提としているため、前項に記載した「B-3 から B-4：実効金利に代えて約定金利を用いるオプション等」と「B-5 から B-7：未収利息不計上に関するオプション」（以下合わせて「B-3 から B-7：約定金利を用いるオプション及び未収利息不計上オプション」という。）は同時に適用する必要があると考える。

小括

17. 個別のオプション単位で考えた場合について、上述の分析をまとめると次のとおりである。

理屈上同時に適用できないオプションの組み合わせ

- (1) 次の貸付金に関連する手数料等の取扱いに関するオプションの組み合わせ

- ① A-2：貸付金に関連する手数料の取扱い（ステップ 2）
- ② B-3 から B-7：約定金利を用いるオプション及び未収利息不計上オプション

- (2) 次の満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に関するオプ

³ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

ションの組み合わせ

- ① A-3：満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法（ステップ3）
- ② B-10：満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法（ステップ4）

理屈上同時に適用する必要があると考えられるオプションの組み合わせ

- (1) B-3：実効金利に代えて約定金利を用いるオプション
 - (2) B-4：貸付金に関連する手数料の取扱い（ステップ4）
 - (3) B-5：信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプション
 - (4) B-6：未収利息を不計上とした信用減損金融資産の前期以前に認識した未収利息相当額の取扱い
 - (5) B-7：未収利息を不計上とした信用減損金融資産の一部入金の取扱い
18. また、個別のオプション単位で考えた場合、次のオプションについては、個別に適用することが理屈上妨げられないと考えられる。
- (1) A-1：予想存続期間が1年未満の取扱い
 - (2) A-4：金融保証契約の発行者側の取扱い
 - (3) B-1：債務者単位の絶対的アプローチを最大限活用したアプローチの適用
 - (4) B-2：単一の将来予測シナリオのみを考慮するオプション
 - (5) B-8：購入された債権（POCIを除く。）の償却原価の償却方法
 - (6) B-9：POCIの償却原価の償却方法

（大局的な観点からの検討）

19. ステップ4の在り方について大局的に考えた場合、オプションの適用について次の2つの考え方が存在すると考えられる。
- (1) ステップ4を採用する金融機関がオプションを適用する場合にはステップ4のオプションを一括で適用すべきである。

- (2) ステップ4のオプションを一括で適用する必要はなく、ステップ4を採用する金融機関の判断により個別のオプションを選択して適用できるようにすべきである。
20. 前項(1)は、ステップ4を採用する金融機関はできるだけ同一の会計処理を行うべきとする考え方である。本資料第10項から第18項における分析のとおり、一部同時に適用する必要があるオプションはあるものの、多くのオプションを提案しているため、個別のオプションを選択して適用する場合には数多くの組み合わせが存在することになる。この点を懸念する場合には、この考え方を採用することが考えられる。
21. 一方、本資料第19項(2)は、国際的な整合性の観点から、ステップ4のオプションを適用せずステップ2の会計処理を行うのは望ましいことであるという考え方に基づくものである。例えば、原則としてオプションを適用しないものの、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法について定額法で償却するオプションのみを適用することは、本資料第19項(1)の考え方では認められない一方、本資料第19項(2)の考え方ではステップ2にかなり近い会計処理をすることを妨げるべきではないとなる。
22. この点、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の規模や保有する貸付金等の特性は様々であり、ステップ4を採用する金融機関のなかには部分的にステップ2及びステップ3と同様の取扱いを適用することが当該金融機関における信用リスク管理実務をより適切に反映する場合があると考えられる。また、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関のなかには、段階的にステップ2及びステップ3への移行を目指す金融機関もあると考えられる。
23. このような状況を踏まえると、本資料第19項(1)及び(2)のいずれの考え方もあり得るものの、ステップ4を採用する金融機関の判断により個別のオプションを選択して適用できるようにすることが考えられる。
24. この場合、ステップ4を採用する金融機関の間での比較可能性が課題となるものの、企業が適用したオプションについて財務諸表利用者が理解できるように、企業が適用することを選択したオプションを会計方針として記載することが考えられる。具体的な開示内容については、今後の審議において検討を行う。

IV. ASBJ 事務局の提案

25. 以上の事務局の分析を踏まえ、ステップ4を採用する金融機関におけるオプションの適用に関して、次のとおり取り扱うことが考えられるがどうか。

(1) 次のオプションについては、いずれか一方のみを適用する。

- ① 「A-2：貸付金に関連する手数料の取扱い（ステップ2）」、又は「B-3からB-7：約定金利を用いるオプション及び未収利息不計上オプション」
- ② 「A-3：満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法（ステップ3）」、又は「B-10：満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法（ステップ4）」

(2) 次のオプションについては、組み合わせて同時に適用する。

- ① B-3：実効金利に代えて約定金利を用いるオプション
- ② B-4：貸付金に関連する手数料の取扱い（ステップ4）
- ③ B-5：信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプション
- ④ B-6：未収利息を不計上とした信用減損金融資産の前期以前に認識した未収利息相当額の取扱い
- ⑤ B-7：未収利息を不計上とした信用減損金融資産の一部入金の取扱い

(3) 次のオプションについては、企業が個別に選択して適用する。

- ① A-1：予想存続期間が1年未満の取扱い
- ② A-4：金融保証契約の発行者側の取扱い
- ③ B-1：債務者単位の絶対的アプローチを最大限活用したアプローチの適用
- ④ B-2：単一の将来予測シナリオのみを考慮するオプション
- ⑤ B-8：購入された債権（POCIを除く。）の償却原価の償却方法
- ⑥ B-9：POCIの償却原価の償却方法

(4) 企業が適用したオプションについて財務諸表利用者が理解できるように、企業

が適用することを選択したオプションを会計方針として記載する。具体的な開示内容については、今後の審議において検討を行う。

ディスカッション・ポイント

本資料第7項から第25項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上